

# 平成30年度 第1回北海道幹線道路協議会（幹事会）

## 議事次第

日 時：平成30年6月25日（月） 9時00分～10時00分

場 所：TKP札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム3B  
(札幌市北区北7条西2丁目9)

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 議題

- (1) 重要物流道路制度の創設について（報告）
- (2) 重要物流道路制度を契機とした新たな広域道路交通計画について
- (3) 有識者の選定等について
- (4) その他

### 4. 閉会

(配布資料)

資料1-1 重要物流道路制度の創設について

資料1-2 国際海上コンテナ車における現状と課題

資料1-3 重要物流道路制度における国際海上コンテナ車の運用について

資料1-4 重要物流道路制度を契機とした新たな広域道路交通計画について

資料2-1 重要物流道路に係る有識者等への意見聴取（案）について

資料2-2 北海道開発局における有識者会議の設置状況について

○北海道幹線道路協議会名簿

1. 協議会

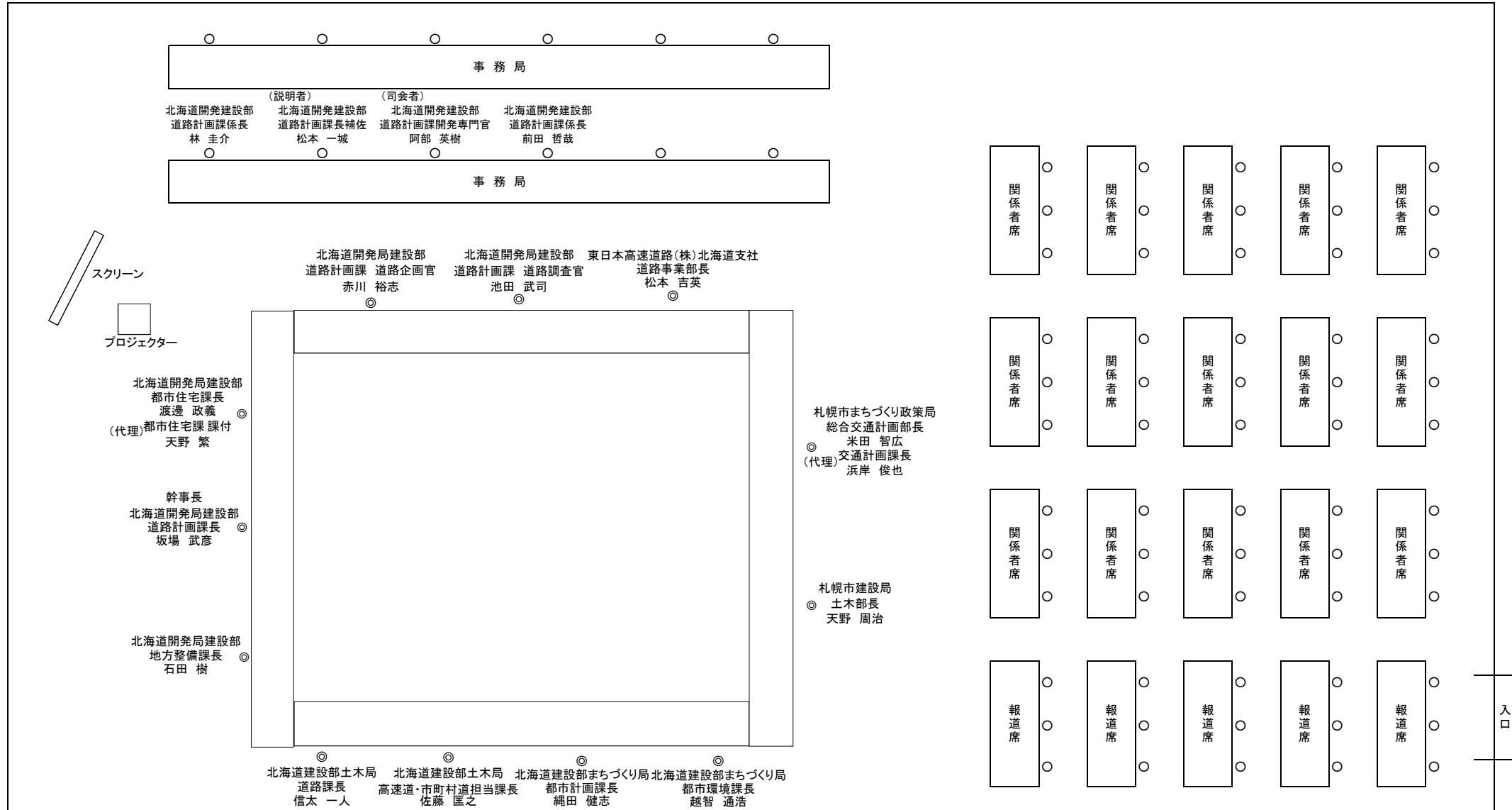
|    |               | 役職       | 氏名    |
|----|---------------|----------|-------|
| 会長 | 北海道開発局        | 建設部長     | 原 俊哉  |
| 委員 | 北海道開発局        | 事業振興部長   | 水島 徹治 |
|    | 北海道           | 土木局長     | 天野 俊哉 |
|    | 北海道           | まちづくり局長  | 永山 秀明 |
|    | 札幌市           | 都市計画担当局長 | 中田 雅幸 |
|    | 札幌市           | 建設局長     | 河原 正幸 |
|    | 東日本高速道路株北海道支社 | 支社長      | 大越 良記 |

2. 協議会幹事会

|     |                         | 役職               | 氏名     |
|-----|-------------------------|------------------|--------|
| 幹事長 | 北海道開発局建設部               | 道路計画課長           | 坂場 武彦  |
| 幹事  | 北海道開発局建設部               | 道路企画官            | 赤川 裕志  |
|     | 北海道開発局建設部               | 道路調査官            | 池田 武司  |
|     | 北海道開発局事業振興部             | 都市住宅課長           | 渡邊 政義  |
|     | 北海道開発局建設部               | 地方整備課長           | 石田 樹   |
|     | 北海道建設部土木局               | 道路課長             | 信太 一人  |
|     | 北海道建設部土木局               | 高速道・市町村道担当課長     | 佐藤 匡之  |
|     | 北海道建設部まちづくり局            | 都市計画課長           | 繩田 健志  |
|     | 北海道建設部まちづくり局            | 都市環境課長           | 越智 通浩  |
|     | 札幌市まちづくり政策局             | 総合交通計画部長         | 米田 智広  |
|     | 札幌市建設局                  | 土木部長             | 天野 周治  |
|     | 東日本高速道路株北海道支社           | 道路事業部長           | 松本 吉英  |
| 事務局 | 北海道開発局建設部道路計画課          | 課長補佐(総括)         | 松本 一城  |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 課長補佐(事業)         | 畠山 朗   |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 課長補佐(調査)         | 青木 秀一  |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 開発専門官            | 阿部 英樹  |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 道路計画専門官          | 浦岡 優   |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 道路調査専門官          | 上村 達也  |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 企画第1係長           | 木村 清人  |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 企画第3係長           | 澤田 誠   |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 調査第2係長           | 前田 哲哉  |
|     | 北海道開発局建設部道路計画課          | 調査第3係長           | 林 圭介   |
|     | 北海道開発局事業振興部都市住宅課        | 都市事業管理官          | 篠宮 章浩  |
|     | 北海道開発局事業振興部都市住宅課        | 計画・景観係長          | 加藤 一之  |
|     | 北海道開発局建設部地方整備課          | 地域事業管理官          | 大石 珠希  |
|     | 北海道開発局建設部地方整備課          | 地方道計画係長          | 角張 弘幸  |
|     | 北海道建設部土木局道路課            | 主幹(道路計画グループ)     | 鷺尾 亨   |
|     | 北海道建設部土木局道路課            | 主幹(高速道・市町村道グループ) | 黒田 健一  |
|     | 北海道建設部土木局道路課            | 主査(道路企画)         | 田原 浩二  |
|     | 北海道建設部土木局道路課            | 主査(高速道)          | 松本 大志  |
|     | 北海道建設部土木局道路課            | 主査(市町村道計画)       | 猪又 博高  |
|     | 北海道建設部まちづくり局都市計画課       | 主幹(区域・施設グループ)    | 山本 正人  |
|     | 北海道建設部まちづくり局都市計画課       | 主査(交通施設)         | 大久保 圭介 |
|     | 北海道建設部まちづくり局都市環境課       | 主幹(街路グループ)       | 松田 雅宏  |
|     | 北海道建設部まちづくり局都市環境課       | 主査(街路計画)         | 橋本 研一  |
|     | 札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 | 交通計画課長           | 浜岸 俊也  |
|     | 札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課 | 交通計画係長           | 林 久哲   |
|     | 札幌市建設局土木部道路課            | 道路課長             | 小林 秀晃  |
|     | 札幌市建設局土木部道路課            | 計画担当課長           | 長谷川 豊  |
|     | 札幌市建設局土木部道路課            | 道路事業係長           | 三上 慶三  |
|     | 札幌市建設局土木部道路課            | 街路事業係長           | 新沼 俊司  |
|     | 東日本高速道路株北海道支社総合企画部      | 調査役              | 荻野 政行  |
|     | 東日本高速道路株北海道支社総合企画部      | 総合企画課長代理         | 佐藤 旬   |

## 「平成30年度 第1回北海道幹線道路協議会(幹事会)」配席図

平成30年 6月25日(月)9:00~10:00  
TKPカンファレンスセンター カンファレンスルーム3B  
(札幌市北区北7条西2丁目9)



# 北海道幹線道路協議会規約

施行 昭和59年11月 6日  
改正 平成4年 8月 3日  
改正 平成13年 1月 6日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「北海道幹線道路協議会」(以下本会と称する)と称する。

(目的)

第2条 本会は、北海道における道路整備の計画及び実施について総合的な調整、並びに技術的課題の調査研究等を行い、北海道の道路整備の効果的な推進に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、本目的に關係ある官公署等をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 道路整備の計画及び実施の相互調整を行うこと。
- (2) 技術的課題について、調査研究を行うこと。
- (3) 道路整備の計画及び実施並びに調査研究に関し、総合的な提言を行うこと。
- (4) 道路整備に関し、一般への啓蒙宣伝を行うこと。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる事項。

## 第2章 構成

(構成)

第5条 本会は、中央協議会と地区（札幌圏及び高速道路を含む）協議会より構成する。

(中央協議会)

第6条 中央協議会は、協議会、幹事会より構成する。

- (1) 会長は、北海道開発局建設部長とし、本会を代表するとともに会務を総括する。
- (2) 幹事長は、北海道開発局建設部道路計画課長とする。
- (3) 協議会は、会長がこれを招集する。また、会長は必要に応じ幹事長の出席を求めることができる。
- (4) 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
- (5) 委員・幹事については、別紙に定める通りとするが、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 会長は、本会の会務に関し必要に応じ、学識経験を有する者等で構成される機関を設け、意見を聞くことができる。

(地区協議会)

第7条 地区協議会は、支庁単位に設置することを基本とし、必要に応じ合同地区協議会を開催することができる。

地区協議会は、協議会と幹事会より構成する。

- (1) 会長は、開発建設部次長（建設担当）とし、地区協議会を代表するとともに会務を総括する。
- (2) 協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。
- (3) 幹事長は、開発建設部道路（調査、第一）課長とする。
- (4) 幹事会は、必要に応じ幹事長がこれを招集する。
- (5) 委員・幹事については、別紙に定める通りとするが、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 地区協議会は、必要に応じ別途規約を定めることができる。

(分科会 第8条は削除)

(事務局)

第8条 事務局は、会議の円滑なる運営にあたるとともに議事録を整理する。

- (1) 中央協議会の事務局は、北海道開発局建設部道路計画課におく。
- (2) 地区協議会の事務局は、開発建設部道路（調査・第一）課におく。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定める。